

平成21年3月12日(木)

| | |
|--------|---------------|
| 部課名 | 愛知県建設部建設総務課 |
| グループ名 | 契約グループ |
| 担当 | 伊藤主幹・榊原補佐 |
| ダイヤルイン | 052-954-6608 |
| 内線 | 2632・2633 |
| 部課名 | 愛知県農林水産部農林検査課 |
| グループ名 | 契約グループ |
| 担当 | 山内主幹・平松主任主査 |
| ダイヤルイン | 052-954-6394 |
| 内線 | 3608・3619 |
| 部課名 | 愛知県企業庁管理部総務課 |
| グループ名 | 契約グループ |
| 担当 | 河野主幹・清水主任主査 |
| ダイヤルイン | 052-954-6671 |
| 内線 | 5615・5618 |

入札・契約制度の改善について

全国知事会で決定した「公共調達改革に関する指針」（平成18年12月18日決定）等を踏まえ、総合評価方式の拡充、電子入札の拡大、談合防止のためのペナルティ強化等に取り組み、平成19年10月には一般競争入札の対象範囲拡大、失格判断基準の導入及び最低制限価格の設定を行い、入札契約手続きに係る競争性・透明性を高めるとともに工事の品質確保等にも努めているところですが、平成21年4月1日から次のとおり入札契約制度の改善を実施します。

1 一般競争入札の対象範囲拡大

これまで一般競争入札は、予定価格が5千万円以上の工事のほか、1千万円以上5千万円未満の工事の2割程度を抽出試行してきましたが、競争性・透明性をより一層高めるため、予定価格1千万円以上5千万円未満の工事の抽出割合を5割程度に拡大します。なお、これにあわせて、総合評価落札方式の更なる拡充をします。

| | 改正前（21年3月まで） | 改正後（21年4月から） |
|----------------|--|---|
| 一般競争入札 対象範囲 | 5千万円以上の工事 （1千万円以上5千万円未満の 工事は2割程度を抽出試行） | 5千万円以上の工事 （1千万円以上5千万円未満の 工事は <u>5割程度</u> を抽出試行） |

2 失格判断基準及び最低制限価格の試行対象工種及び金額の拡大

公共工事における著しい低価格受注は、工事の品質の低下、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などの問題が生ずる恐れがあることから、これまで「一般土木工事」、「舗装工事」及び「一般建築工事」のうち予定価格5千万円未満は最低制限価格、予定価格5千万円以上は失格判断基準を設定してきましたが、適正価格での契約をより一層図るため、対象工種を「とび・土工工事（工作物解体工事を除く）」、「電気設備工事（建築）」、「管工事」、「造園工事」等にも拡大するとともに、最低制限価格の対象金額を予定価格1億5千万円未満に、失格判断基準の対象金額を予定価格1億5千万円以上にそれぞれ引き上げ、試行します。

制度改正の概要

| | | | |
|-----------|--|--|---------------|
| 低入札価格調査制度 | 対象 | 競争入札に付す全ての工事 (最低制限価格を設定する工事を除く) | |
| | 調査基準価格 ※1 | (直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×60% +一般管理費×30%)×1.05 | |
| | 失格判断基準制度 | 改正前 (21年3月まで) | 改正後 (21年4月から) |
| 対象 | 予定価格5千万円以上の下記工事 ・一般土木工事 ・舗装工事 ・一般建築工事 | 予定価格1億5千万円以上の下記工事 ・一般土木工事 ・舗装工事 ・一般建築工事 ・とび・土工工事(工作物解体工事を除く) ・電気設備工事(建築) ・管工事 ・造園工事 ・塗装工事(土木工作物塗装工事を除く) ・内装仕上工事 ・防水工事 ・しゅんせつ工事 ・水道施設工事 | |
| 失格判断基準 | 低入札価格調査の対象となった者の入札金額の積算内訳が、予定価格の積算内訳に対し、以下のいずれかに該当することとなった場合には、その者の入札は失格となります。 | | |
| | 入札金額の積算内訳 直接工事費の額 共通仮設費 現場管理費 一般管理費 の合計額 | 予定価格の積算内訳 直接工事費×75%の額 共通仮設費×70% 現場管理費×60% 一般管理費×30% の合計額 | < < |

| | | | |
|----------|--------------|--|-------------------------------------|
| | | 改正前 (21年3月まで) | 改正後 (21年4月から) |
| 最低制限価格制度 | 対象 | 予定価格5千万円未満の下記工事 ・失格判断基準対象工種に同じ | 予定価格1億5千万円未満の下記工事 ・失格判断基準対象工種に同じ |
| | 最低制限価格 ※2 | (直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×60% +一般管理費×30%)×1.05 | |

※1 調査基準価格…入札金額がこの金額未満の場合、工事が適切に行われるかどうか判断するための調査を行うこととなる金額のこと。

※2 最低制限価格…入札金額がこの金額未満の場合、その者の入札を失格とする価格のこと。